

農地法第5条許可申請部数及び添付書類

(代理人の場合は委任状が必要となります。)

申請部数：旧今治市内の土地 申請書2部・許可書1部
：旧町村内の土地 申請書3部・許可書1部

必要書類：
・土地の登記簿（全部事項証明書） 6ヶ月以内のもの
・位置図
・地番地目図
・土地利用計画図（排水計画の入ったもの）
・建物平面図（建物を建築する場合）
・土地改良区意見書
・その他、場合により必要となる添付書類もあります。詳細についてはお問い合わせください。